

令和4年度 むつ市一般廃棄物処理実施計画

むつ市民生部環境政策課

令和4年度むつ市一般廃棄物処理実施計画

1 総則

- (1) むつ市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、市の行政区域全域とする。（864.12km²）
- (3) 計画人口・世帯数（令和3年9月30日現在）
 - 人口 55,174人
 - 世帯数 28,845世帯

2 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み （単位：t）

| 種 別 | | 生活系 | 事業系 | 合 計 |
|--------|--------|--------|-------|--------|
| もえるごみ | | 11,828 | 6,340 | 18,168 |
| もえないごみ | | 753 | 172 | 925 |
| 粗大ごみ | | 741 | 110 | 851 |
| 資源ごみ | 缶 類 | 108 | 0 | 108 |
| | びん 類 | 248 | 2 | 250 |
| | ペットボトル | 93 | 2 | 95 |
| | 紙 類 | 294 | 15 | 309 |
| | 白色トレイ | 2 | 0 | 2 |
| 計 | | 745 | 19 | 764 |
| 有害ごみ | | 10 | 0 | 10 |
| 合 計 | | 14,077 | 6,641 | 20,718 |

※その他

| | | |
|----------|-------|---------|
| 漁業系ごみ | | 16 t |
| 汚泥等 | | 148 t |
| 石膏ボード | | 25 t |
| 資源ごみ集団回収 | | 1,042 t |

3 ごみ排出抑制・再資源化の方策

- (1) 分別収集の実施

生活系ごみの出し方については、大きく5分別とし、適正処理を推進する。

 - ・もえるごみ ・もえないごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ ・有害ごみ

資源ごみについては、13分別し、資源リサイクルを推進する。

 - ・アルミ缶 ・スチール缶 ・無色のびん ・茶色のびん ・その他のびん
 - ・ペットボトル ・白色トレイ ・新聞／チラシ ・雑誌（のり製本）
 - ・雑誌（金属製本） ・ダンボール ・紙パック ・雑紙類
- (2) 広報・啓発活動の強化

広報むつ、ごみ収集カレンダー、ホームページ等への記事掲載、出前講座、事業所へのパンフレット配布・ポスター掲示等により、分別に関する広報・啓発活動を継続的に行い、ごみ排出抑制と資源化に対する意識の高揚を図る。

また、市内各種イベントに積極的に参加し、小型家電等の資源ごみイベント

回収を定期的を実施し、併せて啓発用パンフレット等の配布を実施する。

(3) ごみの有料化

平成7年度にごみの減量とリサイクルの推進を目的として導入した市指定ごみ袋を用いた生活系ごみの有料化について、平成28年度に更なるごみの減量と資源ごみの分別促進を図る目的で価格の見直しを行い、平成29年度から施行している。

行政収集

| 種類 | 手 数 | 料 |
|--------|---|--------------|
| もえるごみ | 指定ごみ袋小(容量22.5リットル)1枚につき25円 〃 大(容量45リットル)1枚につき39円 | 10枚入を1袋として販売 |
| もえないごみ | 指定ごみ袋小(容量22.5リットル)1枚につき30円 〃 大(容量45リットル)1枚につき50円 | |
| 資源ごみ | 指定ごみ袋小(容量22.5リットル)1枚につき10円 〃 大(容量45リットル)1枚につき20円 | |
| 粗大ごみ | 処理券1枚につき510円 (縦、横、高さのうち最大の長さが200センチメートル未満) | |

(4) 資源ごみ集団回収への支援

家庭等から排出される資源ごみの再資源化活動を行う町内会などの回収団体及び回収団体から資源ごみの回収を行う業者に対し、資源ごみ回収奨励金を交付する。

| | |
|------|----------------------------------|
| 資源ごみ | ・ペットボトル・一升びん・ビールびん・無色のびん・茶色のびん |
| 集団回収 | ・その他のびん・スチール缶・アルミ缶・新聞紙・雑誌類・ダンボール |
| 回収品目 | ・布類・白色トレイ・紙パック・チラシ、包装紙類・鉄類・雑紙類 |

(5) 『インクカートリッジ里帰りプロジェクト』への参加

むつ市役所本庁舎、川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎及びむつ市立図書館に専用のインクカートリッジ回収箱を設置し、最終的に各メーカーへ引き渡して資源化を図る。

(6) 家庭用廃食用油の回収

むつ市役所本庁舎、川内庁舎、大畑庁舎及び脇野沢庁舎に専用の回収箱を設け回収し、バイオマス資源として再利用を図る。

(7) 紙類資源ごみの回収強化

下北地域広域行政事務組合と協力し、中間処理施設へのダンボールによる持ち込みを制限し紙類ごみのリサイクルを促進する。

また、市も他事業者の模範となるよう、紙類ごみ排出量「0」を目指し、市本庁舎内で、雑紙やシュレッダーダストも含め紙類の徹底回収を図る。

古紙リサイクルセンターの利用について広報啓発を実施し、利用促進を図る。

(8) 小型家電リサイクルの実施

むつ市役所本庁舎・分庁舎、むつ市立図書館及びむつ市中央公民館に回収ボックスを設置し、回収を行うほか、下北地域の広域的な取組として「アックス・グリーン」でのピックアップ回収を実施し、小型家電リサイクルを促進する。
また、要望等があれば検討の上、回収ボックスの設置箇所の拡充を図る。

(9) むつ市ごみ収集アプリの普及促進

ごみ収集に関する通知機能や検索機能を備えた「むつ市ごみ収集アプリ」について、様々な広報媒体を通じて普及に努めるほか、転入者や集合住宅居住者、若年層をターゲットとして集中的な浸透を図る。

4 市で分別して収集するものとしたごみの種類及び収集形態

(1) 種類及び収集方法等

| 種 類 | | 収集運搬 主体 | 収集の 区域 | 収集 回数 | 収集の方法 |
|--|-----------------------|------------------------------------|-----------|----------|---------------------------------|
| 生 活 系 ご み | も え る ご み | 市 (委託) 排出者 (直接搬入) 許可業者 | 市全域 | 週2回 | ステーション方式 指定ごみ袋 |
| | も え な い ご み | | | 月2回 | ステーション方式 指定ごみ袋 |
| | 粗 大 ご み | | | 月1回 | 電話予約による戸別収集 粗大ごみ処理券添付 |
| | 缶 類 | | | 月2回 | ステーション方式 指定ごみ袋 ※材質ごとの分別不要 |
| | び ん 類 | | | 月2回 | ステーション方式 指定ごみ袋 ※色ごとの分別不要 |
| | ペ ッ ト ボ ト ル | | | 月2回 | ステーション方式 指定ごみ袋 |
| | 紙 類 | | | 月2回 | ステーション方式 ひもで十字に縛る |
| | 白 色 ト レ イ | | | 月2回 | ステーション方式 ひもで縛る |
| 有害ごみ (蛍光灯 (直管型・丸型・電球型)・LED照明・乾電池・体温計・血圧計 (水銀を使用したもの)・電球・ライター・電子タバコ・釣り用鉛・鏡) | | | | 月2回 | ステーション方式 ひもで縛る・透明袋 |
| 事 業 系 ご み | 排出者 (直接搬入) 許可業者 | 市全域 | — | | 直接搬入または許可業者に依頼 |

※ 事業系ごみの分別区分については、生活系ごみと同様とする。

※ 収集当日の朝8時30分までに、ごみ集積所に出すこととする。

※ 生活系ごみの収集を行わない日は、日曜日及び12月31日から翌年1月3日までとする。

(2) 町内別収集日

別紙、むつ市ごみ収集カレンダーのとおり

(3) 収集運搬等業務区分

- ・第一類収集運搬業務 (可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのうち缶類の収集運搬)
- ・第二類収集運搬業務 (資源ごみのうち缶類以外、有害ごみの収集運搬)
- ・資源ごみ等分別運搬業務 (収集された資源ごみの分別及び運搬)
- ・粗大ごみ収集運搬業務 (粗大ごみの収集運搬)

5 一般廃棄物の適正処理の実施

(1) ごみ集積所

町内会等を単位として、町内会長が総括管理の下に清掃美化に努め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

(2) ごみの搬入先及び処理方法

ア ごみの搬入先

(ア) 生活系ごみ

| 収集・運搬主体 | 見込量(t) | 種類 | 区域 | 搬入施設 |
|---------|--------|-------------------------------------|---------------------|--|
| 市(委託) | 12,887 | もえるごみ もえないごみ 粗大ごみ 資源ごみ(缶類) | 市全域 | アックス・グリーンへ搬入 |
| | | 資源ごみ(びん・ペットボトル) | 市全域 | 川内清掃センター又は大畑清掃センターにおいて分別後、アックス・グリーンへ搬入 |
| | | 資源ごみ(紙類・白色トレイ) 有害ごみ | むつ地区 川内、大畑、脇野沢地区 | アックス・グリーンへ搬入 川内清掃センター又は大畑清掃センターにおいて分別後、アックス・グリーンへ搬入 |
| 自己搬入 | 1,190 | 上記の種類全て ※ | 市全域 | アックス・グリーン又は市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業所へ搬入 |

※ 市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業所へ搬入する場合は、その事業所が許可を有するごみの種類に限る。

(イ) 事業系ごみ

| 収集・運搬主体 | 見込量(t) | 区域 | 搬入施設 |
|------------|--------|-----|---------------------------------------|
| 許可業者及び自己搬入 | 6,641 | 市全域 | アックス・グリーン又は市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業所へ搬入 |

イ ごみ処理の方法

(ア) アックス・グリーン

| 種類 | | 処理方法 |
|--------|--------|-----------------------------|
| もえるごみ | | ・溶融処理 |
| もえないごみ | | ・選別後、金属くずは資源化処理 ・残渣は溶融処理 |
| 粗大ごみ | | ・破碎後、金属くずは資源化処理 ・残渣は溶融処理 |
| 資源ごみ | 缶類 | ・資源化処理 |
| | びん | |
| | ペットボトル | |
| | 紙類 | |
| | 白色トレイ | |
| 有害ごみ | | |

(イ) 市から一般廃棄物処分業の許可を受けている事業者

| 事業者名 | 処分できるごみの種類 | 処分方法 |
|----------------|--|------------------|
| 有限会社 浜道清掃社 | 事業系の動植物性残さ | 有機資源再処理装置にて特殊堆肥化 |
| 株式会社 青森クリーン | <p>既存処分場：</p> <p>ごみ（ただし、次に掲げる廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物）</p> <p>燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、家畜ふん尿、ばいじん、政令第2条第13号に規定する廃棄物（これらのうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む）、水銀使用製品一般廃棄物、水銀含有燃え殻及び水銀含有ばいじん</p> <p>新規処分場：</p> <p>産業廃棄物である燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、家畜ふん尿並びにばいじんと同様の性状を有する一般廃棄物並びにこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（これらのうち、特別管理一般廃棄物であるものを除き、石綿含有一般廃棄物、水銀使用製品一般廃棄物、水銀含有ばいじんと同様の性状を有する一般廃棄物であるものを含む。）並びに廃石綿等と同様の性状を有する一般廃棄物</p> | 埋立処分 |

ウ 市で収集できないもの（アックス・グリーンへの搬入禁止物）

| 種 類 | 具 体 例 | 処 理 方 法 |
|--------------|--|---|
| 産業廃棄物 | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、法令で定められたもの | 購入店や取扱店、専門の処理業者に依頼する。 |
| 医療廃棄物 | 感染性一般廃棄物（医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物） | |
| 危険物 | 化学薬品（農薬も含む）、火薬（花火も含む）、揮発油類（ガソリン、シンナー等）、ガスボンベなど | |
| 自動車関連部品及び機械類 | 自動車解体ごみ、タイヤ（ホイールも含む）、バッテリー、エンジン積載物（バイク、農機具、除雪機など）、ボート・小型船舶、消火器 | |
| 大型ごみ | 1 m×1 m×2 m以上の大きさのもの | |
| 家電リサイクル法対象品目 | エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 | <p>「特定家庭用機器再商品化法」に基づき再資源化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出者が購入した小売業者、もしくは買い替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。 ・ 自ら指定引取場所へ搬入するか、もしくは市の一般廃棄物収集運搬許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼する。 |
| パソコン | デスクトップパソコン本体 ノートブックパソコン本体 液晶ディスプレイ CRTディスプレイ (一体型も含む。) | <p>「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンの処分方法について <ol style="list-style-type: none"> ①パソコンメーカーによる回収 ②一般社団法人パソコン3R推進協会による回収（自作パソコン等） ③市が連携する環境省認定事業者による回収 <p>※ 原則として上記の方法によるが、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、パソコン本体はアックス・グリーンへの自己搬入も可能とする。</p> |

(3) 中間処理

ア 下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」

| | |
|------|-------------------|
| 事業主体 | 下北地域広域行政事務組合 |
| 所在地 | 青森県むつ市大字奥内字今泉66番地 |

イ 焼却施設

| | |
|------|-------------------------|
| 処理能力 | 70 t / 24 h × 2 炉 |
| 処理方式 | 全連続式ガス化改質方式 (サーモセレクト方式) |

ウ リサイクルプラザ

| | |
|------|------------|
| 処理能力 | 26 t / 5 h |
|------|------------|

(4) 最終処分場

むつ地区

ア むつ市一般廃棄物最終処分場

| | |
|------|------------------------|
| 所在地 | むつ市大字奥内字二又道内 |
| 埋立方法 | セル方式による準好気性衛生埋立 |
| 埋立面積 | 39,000 m ² |
| 埋立容量 | 325,102 m ³ |
| 残余容量 | 89,712 m ³ |

イ 浸出液処理施設

| | |
|------|-------------------------|
| 処理方式 | 生物化学的脱窒素法+凝集沈殿+中和+滅菌後放流 |
| 処理能力 | 180 m ³ /日 |
| 調整容量 | 3,600 m ³ |

| 計画水質 | 項目 | 対象水 | |
|------|------------|-----|---------|
| | | 原水 | 放流水 |
| | pH | 5~9 | 5.8~8.6 |
| | BOD (mg/ℓ) | 250 | 20 |
| | COD (mg/ℓ) | 100 | 28 |
| | SS (mg/ℓ) | 300 | 30 |
| | T-N (mg/ℓ) | 100 | 20 |

ウ 令和4年度埋立見込量

| | | |
|------------|------|------|
| 側溝清掃による汚泥等 | ………… | 77 t |
| 石膏ボード | ………… | 25 t |

大畑地区

ア むつ市大畑一般廃棄物最終処分場

| | |
|------|----------------|
| 所在地 | むつ市大畑町水木沢206番地 |
| 埋立方法 | セル方式 |
| 埋立面積 | 21,600㎡ |
| 埋立容量 | 54,000㎥ |
| 残余容量 | 13,394㎥ |

イ 浸出液処理施設

| | |
|------|-----------------------|
| 処理方式 | 生物処理+凝集沈殿処理+ろ過処理+滅菌処理 |
| 処理能力 | 60㎥/日 |
| 調整容量 | 400㎥ |

| 計画水質 | 項目 | 対象水 | |
|------|------------|-----|---------|
| | | 原水 | 放流水 |
| | pH | 6～8 | 5.8～8.6 |
| | BOD (mg/ℓ) | 200 | 20 |
| | COD (mg/ℓ) | 100 | 50 |
| | SS (mg/ℓ) | 300 | 20 |

ウ 令和4年度埋立見込量

側溝清掃による汚泥等 …………… 71 t
 刈草、粗大ごみ等 …………… 59 t

(5) 一般廃棄物の広域処理に関する事項

市の処理区域外から搬入される一般廃棄物は、市内の民間廃棄物処理施設へ搬入し処理する。排出市町村は市と事前協議を行った上で、地方公共団体自らが排出者となって、処理先施設と処理委託契約を締結した場合のみ、市民生活の環境保全の見地からの意見を付した上で搬入させる。

6. 一般廃棄物処理施設の整備及び維持管理

(1) 最終処分場定期点検及び維持管理

- ア 原動機及び機器運転状態調査
- イ 浸出水調整槽清掃
- ウ 各施設性能調査

(2) 定期水質分析

- ア 原水水質分析
- イ 処理水水質分析 (ダイオキシン類分析含む)
- ウ 地下水水質分析 (ダイオキシン類分析含む)

7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 一般廃棄物処理業の許可に関する事項

ア 一般廃棄物収集運搬業

(ア) 新規の事業許可について

近年のごみ排出量の実績に対して、既存の許可業者の収集運搬能力に余裕があることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られるものと判断されることから、ごみのリサイクル等を目的として、新たな法令が整備された事により、対象となったごみのみの収集運搬を行う必要が生じた場合などを除いては、原則として新規の収集運搬業は許可しない。

(イ) 既存の許可業者による車両の変更について

新規の事業許可と同様に、既存の許可業者が有する収集運搬能力で、適正に収集運搬が図られるものと判断されることから、原則として、増車及びキャブオーバから塵芥車などへの車種の変更が伴う車両の変更は認めない。

イ 一般廃棄物処分業

市として、ごみの減量化やリサイクル推進の観点から、民間事業者に許可を行うことで、より効率的なごみ処理が行われることが望ましいため、市で収集できないごみのみを処理する場合や、リサイクルされる事が確実である処理を行える場合などで、適正に処理することが確実である場合には、一定の条件を付した上で許可するものとする。

(2) むつ市廃棄物減量等推進審議会

審議会は、学識経験者、各種団体の代表者、関係行政職員等定数21人以内の委員により構成され、委員の任期は2年。

市長の諮問により、一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項や廃棄物の減量等の促進に関する事項を調査・審議し、その結果を答申する。